○厚生労働省告示第二百六十七号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第六条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、介護雇用管理改善等計画（平成十二年労働省告示第百六号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年五月十三日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護雇用管理改善等計画

第１　計画の基本的考え方

１　計画策定の目的等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成４年法律第63号。以下「介護労働者法」という。）第６条は、厚生労働大臣が介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等（以下「雇用管理改善等」という。）に関し重要な事項を定めた計画（以下「計画」という。）を策定する旨を規定しており、本計画は、同条に基づき、厚生労働省を始めとした関係機関が介護労働者の雇用管理改善等を図るため、重点的に取り組むべき施策を掲げている。

介護労働者は、賃金、労働時間、身体的な負担、精神的な負担に対する不安や不満に端的に示されるように厳しい労働環境にあることや、介護事業所は、小規模事業所や設立後間もない事業所を中心に労働基準関係法令等の遵守、雇用管理改善等に十分に取り組むことができていないことなど、雇用管理面での課題がある中、我が国の急速な高齢化の進行、核家族化やひとり暮らし世帯の増大による家族介護の低下など介護ニーズの増大に伴い介護業務に係る労働力需要が増大している。引き続き安定的な介護サービスを提供するため、また、介護労働者が誇りを持って生き生きとその能力を発揮して働くことができるよう、かつ、事業主がスキルの高い介護労働者を十分に確保できるよう、介護業務に係る労働力供給の確保とともに、介護労働者に対しての処遇改善に重点を置いた更なる雇用管理の改善や能力開発・向上を図っていくことが喫緊の課題となっている。また、増大する介護サービスを必要とする高齢者等のために、介護を担う介護人材の量的・質的確保を進めるうえで雇用管理の改善による魅力ある職場づくりが必要である。さらに、急速な高齢化に伴い需要の増大が見込まれる介護分野は成長産業でもあり、より多くの労働者が従事することが求められる重要な分野であることから、将来を担う若年層から魅力ある職業として評価・選択されるよう、介護の仕事への理解を深めていくことも重要である。

平成27年度には、介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等を一体的に行う新たな制度が開始されるとともに、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築を柱とする介護報酬改定が行われ、厚生労働省を挙げて介護保険制度と介護人材確保のための雇用管理の両面から一体的かつ横断的な取組を行っていく。

また、都道府県においては、平成37年において必要となる介護人材の需給状況を推計し、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を盛り込む新たな介護保険事業支援計画が策定されることとなる。

本計画は、このような認識の下、介護労働者の雇用管理改善等を総合的に進めることにより、介護労働者が生き生きとやりがいをもって働くことのできる魅力ある職場づくりを力強く支援し、ひいては、介護を要する高齢者等が必要とする介護サービスを十分に享受できるよう、介護労働者法に基づき、今後講じようとする施策に関する基本的事項を示すものである。

さらに、厚生労働省は、地域における介護の在り方、労働力の確保等に係る情報共有や話合いの場として、地域の介護事業関係者から構成する「介護労働懇談会」や事業所訪問の機会等を利用しながら、様々な方法で、計画の周知を図っていく。

２　計画の期間等

計画の期間は、平成27年度から平成32年度までとする。

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、定期的に、計画の実施状況の確認、評価を行い、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会に報告、公表する。また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

第２　介護労働者の雇用の動向

１　介護職員数

厚生労働省『介護サービス施設・事業所調査』によれば、平成12年度（介護保険制度の施行時）は54.9万人であった介護職員数は、その後年々増加し、平成25年度は176.5万人となっており、平成37年度には237万人～249万人の介護職員が必要と推計されている（介護職員数には、通所リハビリテーションの介護職員数を含む。）。

公益財団法人社会福祉振興・試験センター『各年度９月末の登録者数』によれば、介護福祉士の従事者数は平成25年９月末現在で約66万人である一方、厚生労働省『介護サービス施設・事業所調査』によれば、介護福祉士登録者数は、平成25年９月末現在で約119万人である。さらに、『介護サービス施設・事業所調査』によれば、訪問介護員の従事者数は平成23年９月末現在で約42万人である一方、厚生労働省老健局調べによれば、平成24年度までの訪問介護員養成研修修了者数は約383万人に上ることから、介護関係業務に従事していない多くの潜在的な介護福祉士等有資格者が存在していると考えられる。

２　過不足状況

公益財団法人介護労働安定センター（以下「センター」という。）『平成25年度介護労働実態調査結果』（以下「調査結果」という。）によれば、介護労働者全体の過不足状況について、「適当」と回答した事業所は43.0％、「大いに不足」、「不足」又は「やや不足」（以下「不足感あり」という。）と回答した事業所は56.5％であり、近年、その不足感は強まってきている。また、介護労働者の過不足状況を職種別に見ると、介護職員の「不足感あり」は51.4％、訪問介護員の「不足感あり」は73.6％である。

３　公共職業安定所における職業紹介状況

厚生労働省『職業安定業務統計』によれば、介護関係職種の有効求人倍率は、平成22年度以降上昇傾向にあり、平成25年度は1.91倍と高い水準にある。なお、同年度の全職種の有効求人倍率は、0.87倍である。

同年度の介護関係職種の有効求人倍率を都道府県別にみると、秋田県と沖縄県以外は1.0倍を超えており、東京都と愛知県は3.0倍を超えている。

同年度の介護関係職種の新規求人数は約84.2万人、新規求職者数は約31.6万人であり、新規求人倍率は2.67倍である。

同年度の介護関係職種の就職件数は約17.2万件、就職率は54.5％である。

４　就業形態等

調査結果によれば、就業形態について、介護職員は正規職員が56.7％、非正規職員が41.0％であり、訪問介護員は正規職員が17.5％、非正規職員が79.0％である。

年齢構成について、男女別にみると、男性は40歳未満が主流であるが、女性は40歳以上が主流である。職種別にみると、介護職員は30～49歳が主流であるが、訪問介護員は60歳以上が主流である。

男女比率について職種別にみると、介護職員、訪問介護員いずれも女性の比率が高い。

５　賃金

厚生労働省『平成25年賃金構造基本統計調査』によれば、介護職と産業計では、平均年齢、勤続年数、性別構成比等に違いがあり、単純な比較はできないが、一般労働者のきまって支給する現金給与額について、ホームヘルパーは約21万８千円、福祉施設介護員は約21万９千円であり、産業計の約32万４千円と比較して低く、また、他産業と比較して年齢別賃金も低い状況にある。勤続年数別賃金（一般労働者）については、社会保険・社会福祉・介護事業と製造業、サービス業の年収を比較すると、特に低いという傾向は出ていない。介護分野では、雇用者の増加が続いており、新たにこの分野で就職する者が多いと考えられることや、調査結果によれば、１年間に介護職員と訪問介護員２職種合計（以下「２職種合計」という。）の約４割が離職し、離職者の約７割が３年未満で離職するという状況にあることが、介護職の勤続年数が産業計と比較して相対的に短く、平均でみた賃金が相対的に低くなっている要因の一つと考えられる。

また、福祉施設介護員の初任給は、高卒程度、短大・大卒程度ともに産業計と比較して低い。